

南山経済人クラブ 会則

第一章 総 則

第1条 本クラブは南山経済人クラブと称する。

第2条 本クラブは事務局を名古屋市に置く。

第3条 本クラブは、会員 30 名以上在住する地には、運営委員会の決議を経て、支部を設けることができる。

第二章 目的及び事業

第4条 本クラブは産業経済界に於て活躍する南山大学同窓会会員の相互の啓発、相互の援助並びに親睦を図り、母校の発展に寄与すると共に、産業経済の発展に寄与することを目的とする。

第5条 本クラブは前条の目的を達成する為、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の啓発及び親睦を図る為、情報交換、意見交換を行うと共に、セミナー等を開催する。
- (2) 会員名簿を備え、会員または会員企業の関連分野の経験と知識を広める為、会員の卓話・企業紹介などを行う。
- (3) 本クラブの例会実績・予定などを会報、ホームページに掲載することにより、周知する。
- (4) その他本クラブの目的を達成する為、必要と認められた活動を行う。

第三章 会 員

第6条 本クラブの会員は次の通りとする。

- (1) 南山大学同窓会の会員で、産業経済界並びに関連専門分野にて活躍している経営者及び管理職並びに勇退の方。
- (2) 南山大学同窓会の会員又は南山学園に在学したもので、本クラブ会員に推薦された方。
- (3) その他南山学園に在学したもので、本クラブの目的を理解し、事業活動に協力できる方。

第7条 本クラブに加入しようとするものは、本クラブの会則に従い、別に定める入会申込書により本クラブに入会を申し込むものとする。

第8条 本クラブは、本クラブの会員となる資格を有するものから前条申込を受け、所定の会費が納入されたことをもって本人に会員資格を与える。

第9条 本クラブの主たる事務所又は会員専用ホームページに会員名簿を備え、本人の承認を得て次の事項を登録する。

1. 氏名、卒業回数、出身学部、学科又はこれに準ずる事項。
2. 現住所、勤務先又は職業。
3. 入会の年月日。

本クラブの会員は、前項第 1 号又は第 2 号の事項に変更を生じたときは、遅滞なく書面または電磁的方法（以下「書面等」という。）をもってその旨を本クラ

ブに届けなければならない。

- 第10条 会員は、所定の会費を納める義務を負う。
1. 会費は毎会計年度初に当該会計年度分を前納するものとする。
なお、会員の申出によって、半期ごとに年会費の半額を前納することができるものとする。
 2. 年度の途中に入会しようとするものは、月割りにて当該会計年度分又は半期分の会費を前納するものとする。
- 第11条 会員で本クラブの活動を休止しようとするものは、書面等をもってその旨を本クラブに申出ることにより休会会員となることができるものとする。この場合、所定の休会費を納める義務を負う。
- 第12条 会員で本クラブから脱退しようとするものは、書面等をもってその旨を本クラブに申出なければならない。なお、未納の会費があるときは、直ちにこれを支払わなければならない。
- 第13条 前条に掲げる場合を除き、会員は次の事由に該当するに至った場合は、脱退したものとする。
1. 死亡
 2. 退会
 3. 会費6ヶ月分以上の滞納につき運営委員会にて決議したとき
- 第14条 本クラブの会員として不適当と思われる場合には、運営委員会の決議により退会させることができる。
- 第15条 本クラブの会員は脱退その他いかなる場合においても既納の会費は返還を受けることができない。

第四章 役員

- 第16条 本クラブに次の役員を置く。
- | | |
|---------|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 事 務 局 長 | 1名 |
| 事務局 次長 | 1名 |
| 運 営 委 員 | 若干名 |
| 監 査 委 員 | 若干名 |
| 顧 問 | 若干名 |
- 第17条 会長は本クラブを代表し、会務を統括し、且つ総会及び運営委員会の議長となる。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。事務局長は事務局を運営する。事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。運営委員は会務を運営する。監査委員は会計及び財産の状況を監査する。顧問は重要事項につき会長の諮問に応じ運営委員会に於て意見を述べる事が出来る。
- 第18条 運営委員及び監査委員は会員総会に於て選出する。
会長、副会長、事務局長は選任された運営委員の中から互選により選出する。

顧問は運営委員会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第19条

役員任期は2年とし、重任を妨げない。

任期途中で運営委員及び監査委員に、欠員又は増員の必要が生じた場合は、運営委員会の議決により補充し、総会に報告することとする。

補欠により就任した役員任期は前任者の在任期間とし、増員により選任された役員任期は他の在任役員任期と同じとする。

第五章 総 会

第20条

運営委員会の決定に従い、会長は年1回、会計年度終了後、3ヶ月以内に総会を招集する。総会に於て、事業報告、予算報告、事業計画、諸案件などを議決する。

総会の議長は会長が当たり、出席者の過半数の賛同により議決する。

運営委員会が必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。

第六章 運営委員会

第21条

運営委員会は会長、副会長、事務局長、事務局次長及び運営委員を以って構成し、その過半数をもって定足数とする。本クラブの運営に関する重要事項は、出席者の過半数の賛同により審議決定する。

但し監査委員は、運営委員会に出席し意見を述べる事が出来る。

運営委員会は会長が必要と認めた場合又は役員1/3以上の議決があった場合、会長がこれを招集する。

第七章 部 会

第22条

本クラブは会員相互の啓発と親睦を深める為、次の部会議を置くことができる。尚、必要に応じてその他の部会議を置くことができる。

- (1) 研修部会
- (2) 業界部会
- (3) スポーツ部会
- (4) 教養部会

第八章 会 費

第23条

本クラブの会計は次の収入を以って運営する。

- (1) 入会金
- (2) 年会費
- (3) 寄付金
- (4) 雑収入

第24条

本クラブの入会金、年会費、休会費は次の通りと定める。

- (1) 入会金 10,000円
但し、再入会の場合は除く。
- (2) 年会費 40,000円
- (3) 休会費 5,000円(1年分)

第25条

本クラブの会計年度は、毎年1月1日から同年12月31日迄とする。

第九章 雑 則

第26条 本クラブの会則に規定なき事項は運営委員会の決議を以って、これを定め総会に報告する。

第27条 会則の改廃は総会の議決による。

附則 (1) 本会則は昭和 61 年 1 月 1 日から実施する。

(2) この会則の一部を変更し平成 29 年 3 月 16 日より施行する。

(3) この会則の一部を変更し平成 30 年 2 月 15 日より施行する。

(4) この会則の一部を変更し令和 3 年 2 月 26 日より施行する。

(5) この会則の一部を変更し令和 6 年 1 月 1 日より施行する。

慶弔規程

第 1 条 対象者は、休会会員を除く会員とする。

第 2 条 慶弔金の種類と金額は、次の通りとする。

(1) 会員本人結婚の場合

I お祝 10,000 円分の商品券

(2) 会員本人死亡の場合

I 香典 10,000 円

(3) 会員喜寿祝いの場合

I お祝 10,000 円分の商品券

第 3 条 会員が本規程の定めるところにより前条 (1) (2) の慶弔金の支給を受けようとする場合は、3 カ月以内に事務局に届け出られたものに限る。